

健康 集団健(検)診・がん検診を受診しましょう

閩健康増進課 (津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-2069

市では、集団健(検)診、がん検診を実施しています。自分の健康状態を確かめるため、年に1度は健(検)診を受けましょう。受診を希望する人は、早めに申し込んでください。

集団健(検)診の日程 11月29日(木)～12月1日(土) ところ 津山すこやか・こどもセンター

健(検)診名	対象	料金		受付時間		
		69歳以下	70歳以上	11月29日(木)	11月30日(金)・12月1日(土)	
特定健診	40～74歳の津山市国民健康保険の被保険者	500円		8:00～10:00 13:00～14:00 17:00～18:30	8:00～10:00	
高齢者健診	後期高齢者医療制度の被保険者		500円			
結核・肺がん検診	結核：65歳以上の人 肺がん：40歳以上の人	400円	200円			
大腸がん検診	40歳以上の人	500円	300円			
前立腺がん検診	50～69歳の男性	500円				
肝炎ウイルス検診	40歳以上で未受診の人	600円	300円			
胃がん検診(胃部エックス線検査)	40歳以上の人	1,300円	500円			8:00～10:00
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,300円	500円	13:00～14:00 17:00～18:30	13:00～14:00	
乳がん検診	視触診のみ	40歳以上の女性(偶数年齢)	400円			200円
	視触診・マンモグラフィ併用	40歳以上の女性(奇数年齢)	1,700円			600円

予約方法 予約専用電話(健康増進課☎32-7009)または市ホームページから申し込む(先着順)
※がん検診の対象年齢は平成31年4月1日現在です

健康保険 交通事故などが原因の治療は届け出が必要です

閩保険年金課☎32-2071

交通事故など、本人以外の行為によって治療を受けた場合、その治療費は加害者と被害者の双方が過失割合に応じて負担します。治療の際、健康保険証を使った時は、必ず届け出をしてください。

届け出が必要な場合 相手方のある交通事故やけんかなどによるけが、飲食店などでの食中毒、その他の第三者の行為によるけがや病気

届出先 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者＝保険年金課または各支所・出張所担当課、その他の健康保険加入者＝加入している健康保険

持ってくるもの 健康保険証、印鑑(スタンプ印不可)、交通事故の場合は事故証明書など

※届け出には相手方の氏名や住所などが必要。自損事故で同乗者がけがをした場合も届け出が必要

健康 特定健康診査に関する「検査結果の提供」にご協力を

閩保険年金課(市役所1階9番窓口)☎32-2071

市では、生活習慣病などの治療のため特定健康診査を受けず、病院で血液や尿などの検査を受けている人に、検査結果の提供を呼び掛けています。ご協力をお願いします。

対象者 40～74歳の津山市国民健康保険の加入者で、治療のために血液や尿などの検査を受けていて、特定健康診査を受診していない人

提供方法 市から郵送された「特定健康診査受診券」と保険証を、通院中の病院やかかりつけ医に提出し、血液や尿などの検査結果を市に提供することを申し出る

※本人の費用負担はありません

※詳しくは、お問い合わせください

採用 津山市職員採用資格試験

閩〒708-8501津山市山北520人事課(市役所3階)☎32-2043

募集職種・採用人員	受験資格
事務職(身体障がい者対象) 2人程度	昭和53年4月2日～平成13年4月1日生まれで、次のすべてに当てはまる人 ①身体障害者手帳の交付を受けている、②介護者無しで職務の遂行が可能、③活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できる ※試験会場で配慮が必要な人は、必ず申し込みの際にご相談ください
土木技術職 3人程度	昭和58年4月2日以降生まれで、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)もしくは高等学校で土木の専門課程を修了した、または平成31年3月31日までに卒業見込みの人
土木技術職(民間企業など経験者) 3人程度	昭和53年4月2日～平成6年4月1日生まれで、次のすべてに当てはまる人 ①民間企業などで土木に関する実務経験が平成30年12月2日時点で通算して3年以上あること(民間企業などの経験には、アルバイト、パートタイマーなどの経験は含まない)、②技術士または技術士補(いずれも建設部門または上下水道部門に限る)登録簿に登録を受けている人、もしくは土木施工管理技士(1級または2級)、測量士、測量士補のいずれかの資格を有する人

とき 12月2日(日)受付＝午前8時30分～、試験開始＝午前9時～ ところ 市役所本庁舎

申込方法 人事課または各支所・出張所担当課に備え付けの申込書(市ホームページ

から印刷可)に必要事項を記入し、郵送または直接申し込む

募集期間 11月1日(木)～21日(水)午後5時15分必着

※詳しくは市ホームページをご覧ください



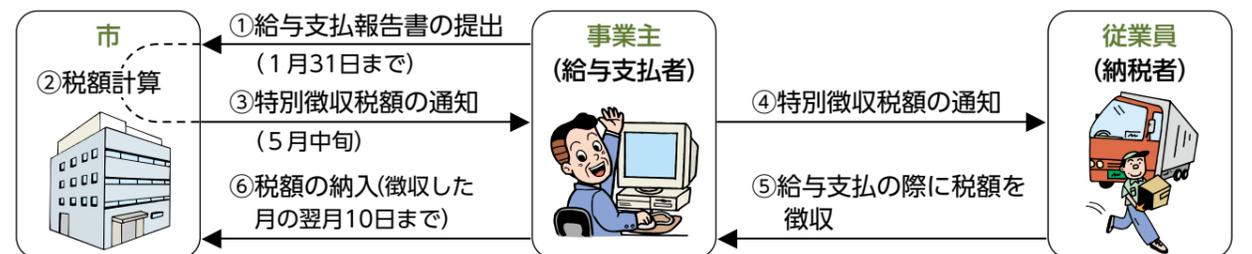
税金 ～事業主の皆様へ～ 市県民税特別徴収と給与支払報告書の提出のお願い

閩課税課市民税係(市役所2階3番窓口)☎32-2015

現在、県内すべての市町村と岡山県では、特別徴収(市県民税の給与天引き)の徹底に取り組んでいます。事業主の皆さんは、特別徴収をお願いします。

また、事業主が、従業員(家族などの事業専従者を含む)に対して給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払額やその他の必要事項を記入した給与支払報告書を市町村に提出することが義務付けられています(原則として退職者を含むすべての人)。給与支払報告書は、インターネットを利用した市税の電子申告システム(eLTAX)でも提出できますので、ぜひご利用ください。ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の納入の流れ



※一定の基準に該当しなければ、普通徴収(従業員が自分で納付する方法)への変更はできません。特別徴収ができない従業員がいる場合には、給与支払報告書の提出時に普通徴収切替理由書の添付と、給与支払報告書の摘要欄に、普通徴収に切り替える理由を記載してください

※詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/page/428170.html>)をご覧ください